

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯塚市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

飯塚市長

## 公表日

令和7年1月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	飯塚市では、予防接種法第5条に基づき、定期予防接種(A類疾病・B類疾病)対象者で、飯塚市に住民票を有する者に対して、予防接種を実施し、対象者への通知・請求等の事務、結果の管理に関する事務を行う。具体的な事務内容は以下のとおりとする。 ①各種予防接種の案内通知書の作成(個人通知の発送・市報・ホームページ等の掲載) ②医療機関・保護者・接種者等からの相談対応事務 ③医療機関からの委託料の請求・保護者からの償還払い請求等に関する事務 ④結果の保管(健康管理台帳の作成)
③システムの名称	健康管理システム、MICJET番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲) 別表14の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第10条 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	＜情報照会への根拠＞ 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、27、28、29、153の項 ＜情報提供の根拠＞ 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、26、29、153、154の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 健幸保健課 感染症対策室
②所属長の役職名	福祉部 健幸保健課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 住所:飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-96-8240
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	福祉部 健幸保健課 感染症対策室 住所:飯塚市忠隈523番地 電話番号:0948-96-8615
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月16日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年2月16日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 申請時には申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの申請確認を行っている。	



## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	こども・健康部 健幸・スポーツ課	市民協働部 健幸・スポーツ課	事後	
平成29年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	こども・健康部 健幸・スポーツ課 保健センター係 住所: 飯塚市忠隈523番地 電話番号: 0948-24-4002	市民協働部 健幸・スポーツ課 保健センター係 住所: 飯塚市忠隈523番地 電話番号: 0948-24-4002	事後	
令和1年6月18日	様式変更による改訂			事後	
令和2年2月6日	IIしきい値判断項目 3.重大事故	令和2年2月6日 発生なし	令和2年2月6日 発生あり	事後	
令和2年6月18日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	市民協働部 健幸・スポーツ課 保健センター係 住所: 飯塚市忠隈523番地 電話番号: 0948-24-4002	市民協働部 健幸・スポーツ課 母子保健係・成人保健係 住所: 飯塚市忠隈523番地 電話番号: 0948-24-4002	事後	
令和3年2月6日	IIしきい値判断項目 3.重大事故	令和3年2月6日 発生あり	令和3年2月6日 発生なし	事後	
令和3年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	市民協働部 健幸・スポーツ課	市民協働部 健幸保健課	事後	
令和3年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	健幸・スポーツ課長	健幸保健課長	事後	
令和3年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	市民協働部 健幸・スポーツ課 母子保健係・成人保健係 住所: 飯塚市忠隈523番地 電話番号: 0948-24-4002	市民協働部 健幸保健課 母子保健係・成人保健係 住所: 飯塚市忠隈523番地 電話番号: 0948-24-4002	事後	
令和3年11月1日	評価書名	予防接種法に関する事務 基礎項目評価書	予防接種に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和3年11月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務①事務の名称	予防接種法に関する事務	予防接種に関する事務	事後	
令和3年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	飯塚市では、予防接種法第5条に基づき、定期予防接種(A類疾病・B類疾病)対象者で、飯塚市に住民票を有する者に対して、予防接種を実施し、対象者への通知・請求等の事務、結果の管理に関する事務を行う。具体的な事務内容は以下のとおりとする。 ①各種予防接種の案内通知書の作成(個人通知の発送・市報・ホームページ等の掲載) ②医療機関・保護者・接種者等からの相談対応事務 ③医療機関からの委託料の請求・保護者からの償還払い請求等に関する事務 ④結果の保管(健康管理台帳の作成)	飯塚市では、予防接種法第5条に基づき、定期予防接種(A類疾病・B類疾病)対象者で、飯塚市に住民票を有する者に対して、予防接種を実施し、対象者への通知・請求等の事務、結果の管理に関する事務を行う。具体的な事務内容は以下のとおりとする。 ①各種予防接種の案内通知書の作成(個人通知の発送・市報・ホームページ等の掲載) ②医療機関・保護者・接種者等からの相談対応事務 ③医療機関からの委託料の請求・保護者からの償還払い請求等に関する事務 ④結果の保管(健康管理台帳の作成)  また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務を行う。具体的な事務内容は以下のとおりとする。 ①ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書等の交付	事後	
令和3年11月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	健康管理システム、MICJET番号連携サーバー、中間サーバー	健康管理システム、MICJET番号連携サーバー、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年11月1日	I 関連情報 3. 個人番号の理由 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一 第10項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一 第10項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年11月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市民協働部 健幸・スポーツ課 母子保健係・成人保健係 住所: 飯塚市忠隈523番地 電話番号: 0948-24-4002	市民協働部 健幸保健課 母子保健係・成人保健係・新型コロナウイルス対策室 住所: 飯塚市忠隈523番地 電話番号: 0948-24-4002	事後	
令和3年11月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 現在	令和3年11月1日 現在	事後	
令和3年11月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 現在	令和3年11月1日 現在	事後	
令和3年12月20日	I 関連情報 2. 個人番号の利用	・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	市民協働部 健幸保健課	【定期予防接種 A類疾病】福祉部 子育て支援課 【定期予防接種 B類疾病・新型コロナウイルス感染症】市民協働部 健幸保健課	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健幸保健課長	【定期予防接種 A類疾病】子育て支援課長 【定期予防接種 B類疾病・新型コロナウイルス感染症】健幸保健課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	市民協働部 健幸保健課 母子保健係・成人保健係・新型コロナウイルス対策室 住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-24-4002	【定期予防接種 A類疾病】 福祉部 子育て支援課 母子保健係 住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-43-3305 【定期予防接種 B類疾病・新型コロナウイルス感染症】 市民協働部 健幸保健課 成人保健係・新型コロナウイルス対策室 住所: 飯塚市忠隠523番地 電話番号: 0948-24-4002	事後	
令和4年8月8日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会の根拠> 番号法第19条第7号 別表第二 (第17,18,19項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年内閣府、総務省令第7号。) 第13条 <情報提供の根拠> 情報提供なし	<情報照会の根拠> 番号法第19条第7号 別表第二 (第17,18,19項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年内閣府、総務省令第7号。) 第13条 <情報提供の根拠> 番号法第19条第8号 (別表第二の16の2の項、16の3の項)	事後	
令和4年8月8日	II しきい値判断項目 1.対象人数	1,000人以上1万人未満 令和3年11月1日時点	10万人以上30万人未満 令和4年8月8日時点	事後	
令和4年8月8日	IV リスク対策 1.提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価	基礎項目評価及び重点項目評価書	事後	
令和4年8月8日	IV リスク対策 8.監査	自己点検	自己点検 内部監査	事後	
令和5年2月16日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部 総務課 住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-22-5500(内線1221・1222)	総務部 総務課 住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-22-5500(内線1314・1315・1316)	事後	
令和5年2月16日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年8月8日 時点	令和5年2月16日 時点	事後	
令和5年2月16日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年11月1日 時点	令和5年2月16日 時点	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	【定期予防接種 A類疾病】福祉部 子育て支援課 【定期予防接種 B類疾病・新型コロナウイルス感染症】市民協働部 健幸保健課	市民協働部 感染症対策室	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	【定期予防接種 A類疾病】福祉部 子育て支援課 母子保健係 住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-43-3305 【定期予防接種 B類疾病・新型コロナウイルス感染症】健幸保健課長	市民協働部 感染症対策室長	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	【定期予防接種 A類疾病】福祉部 子育て支援課 母子保健係 住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-43-3305 【定期予防接種 B類疾病・新型コロナウイルス感染症】市民協働部 健幸保健課 成人保健係・新型コロナウイルス対策室 住所: 飯塚市忠隠523番地 電話番号: 0948-24-4002	市民協働部 感染症対策室 住所: 飯塚市忠隠523番地 電話番号: 0948-24-4002	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	市民協働部 感染症対策室	福祉部 健幸保健課 感染症対策室	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民協働部 感染症対策室長	福祉部 健幸保健課長	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 7.特定個人情報開示・訂正・利用停止請求	総務部 総務課 住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-22-5500(内線1314・1315・1316)	総務部 総務課 住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-96-8240	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	市民協働部 感染症対策室 住所: 飯塚市忠隠523番地 電話番号: 0948-24-4002	福祉部 健幸保健課 感染症対策室 住所: 飯塚市忠隠523番地 電話番号: 0948-96-8615	事後	
令和6年7月11日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務を行う。具体的な事務内容は以下のとおりとする。 ①ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供	削除	事後	※新型コロナウイルス感染症に係る予防接種は定期接種(B類疾病)の対象になったため、令和6年度からは①②に関する業務は実施しない
令和6年9月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑤予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付	削除	事後	
令和6年9月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)	削除	事後	
令和6年9月30日	3. 個人番号の利用	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	削除	事後	
令和6年12月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一第10項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲) 別表14の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第10条 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会の根拠> 番号法第19条第7号 別表第二（第17,18,19項） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第7号。）第13条 <情報提供の根拠> 番号法第19条第8号（別表第二の16の2の項、16の3の項）	<情報照会の根拠> 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、27、28、29、153の項 <情報提供の根拠> 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、26、29、153、154の項	事後	
令和6年12月27日	様式変更による改訂				
令和7年1月7日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である		
令和7年1月7日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 申請時には申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの申請確認を行っている。		
令和7年1月7日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する		